

(議事要旨3) テーマ提言について

テーマ提言に関する項目として、まず、前々回及び前回の基準諮問会議で寄せられていた会計基準レベル及び実務対応レベルのテーマについて、渡部財務会計基準機構企画室マネージャーより、テーマの評価の概要及び事務局案の説明が行われた。

続いて、企業会計基準委員会 (ASBJ) 紙谷ディレクター (総括担当) より、会計基準レベルのテーマのうち、継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発についての詳細な説明がなされた。

その後、実務対応専門委員会の専門委員長である ASBJ 小賀坂副委員長より、実務対応レベルのテーマのうち、ポイント引当金及びリストラクチャリングに関連する引当金並びに早期割増退職金の会計処理についての実務対応専門委員会での評価の説明がなされた。

また、ASBJ 新井副委員長より、連結範囲の見直しについての ASBJ における検討状況の説明がなされた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

【繰延税金資産の回収可能性】

- 繰延税金資産の回収可能性については影響が大きい項目であり、その影響を鑑みながら、かつ、これまでの実務を踏まえて ASBJ で議論できるようにして頂きたい。公認会計士協会の枠組みだけで議論されていくものではないと考える。
- 繰延税金資産の回収可能性については、企業側の要望が高い項目であり、優先度を高めて早急に対応頂きたい。
- 繰延税金資産の回収可能性については、これまで監査上の取扱いとして、長期にわたって運用されており、監査実務上の問題点があったということも聞かれていない。そういった点を踏まえて調査して頂きたい。また、会計基準で定められるとしても、監査上の取扱いが全く無くなるとは限らないため、その点も考慮して調査頂きたい。なお、監査人の立場からは本テーマは優先順位が高いとは考えていない。
- 繰延税金資産の回収可能性は非上場企業を含め、全ての企業に影響があるものであること、また、これまで長期間にわたって運用されてきたものであることを踏まえて調査頂きたい。

【リストラクチャリング関連の引当金、早期割増退職金】

- リストラクチャリング関連の引当金については、個々の引当金に焦点を当てるのではなく、IFRS のエンドースメントやコンバージェンスの議論の中で、引当金全体について検討を行うことを優先すべきである。また、これまでも実務において支障があるとは認識しておらず、検討を否定するものではないが、本テーマについては、優先順位は低いと考える。

- 早期割増退職金について、ガイダンスを開発することを提言するとされているが、企業は実態を踏まえて会計処理を行っているだけであり、ばらつきが生じているわけではないのではないか。現在の退職給付適用指針の会計処理は、国際的な会計基準と同等であり、さらに細かいガイダンスを作成する必要はないのではないか。
- リストラクチャリング関連の引当金については、現状の実務において、計上するタイミングが早すぎる例がある点で懸念がある。この状況を踏まえると、リストラクチャリング関連引当金を引当金全体の議論から切り離して、ばらつきを抑えるような対応をご検討頂きたい。

【連結範囲】

- 連結範囲については、現状では、国際的な会計基準と差異があるものと思われ、連結決算の基本的な事項であることから、コンバージェンスについては、今後、優先的に検討頂きたい。
- 連結範囲について、IFRS と差異が無いようにして頂きたいというニーズは理解できるが、現状我が国では日本基準を採用している企業が大半であるため、全体としてはどの程度ニーズがあるのか不明である。

これらの意見を受け、議長から以下の発言がなされた。

- 繰延税金資産の回収可能性については、優先度が高いという声も聞かれるため、ASBJ において調査を依頼する。
- リストラクチャリング関連引当金については、会計基準等の開発が可能であるか否かについて、ASBJ において調査・検討を依頼する。
- それ以外のテーマについては、事務局の提案通りとする。

次に、今回の基準諮問会議に寄せられた新規テーマの提案について審議が行われた。渡部財務会計基準機構企画室マネージャーより、新規テーマの内容及び事務局の対応案の説明が行われた。その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

- 「完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理」及び「条件付き取得対価の取扱いについて」は、特殊な取引に関するものであり、優先順位は低いのではないかと。

これらの意見を受け、議長から以下の発言がなされた。

- 会計基準レベルのテーマのうち、後発事象については、次回の基準諮問会議において ASBJ より報告を受けることとする。
- 会計基準レベルのテーマのうち、完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を

移転する場合の会計処理、及び実務対応レベルのテーマについては、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼するが、優先順位は ASBJ でのリソースを勘案して進めて頂くこととする。

以 上